

News Letter

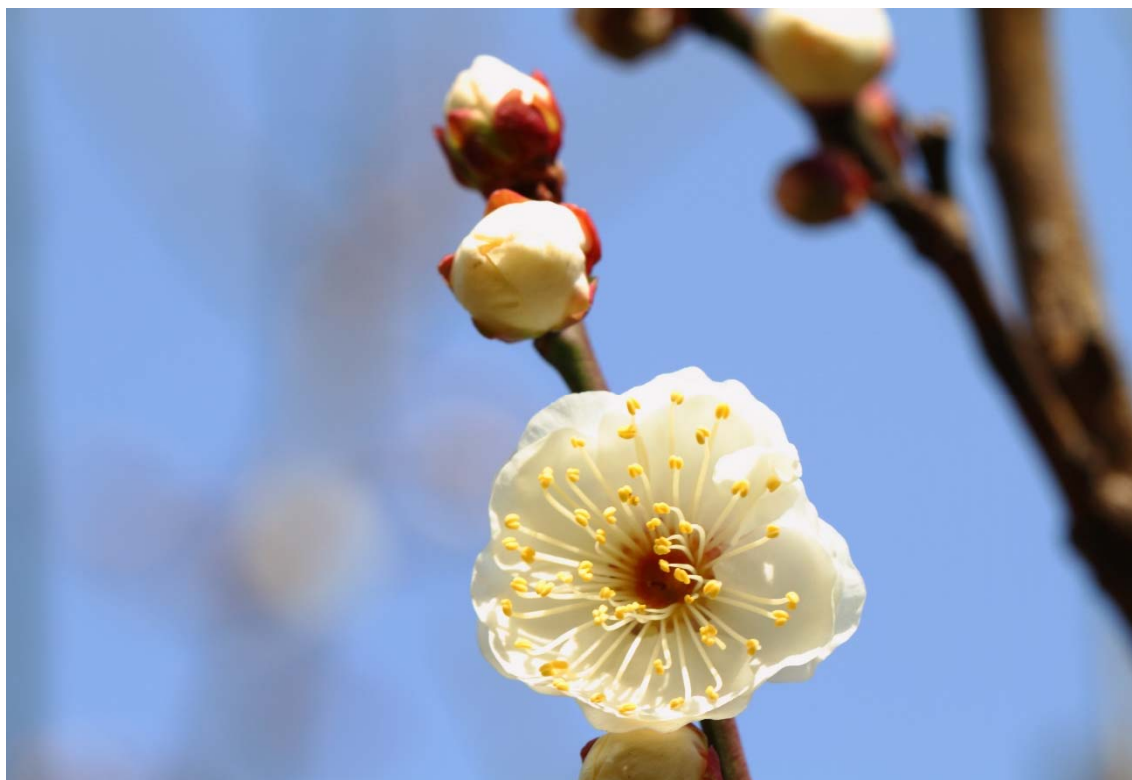
TOTAL MANAGEMENT SERVICE

今年も年度末を迎えます。いろいろと動きが多くなる時期ですが、皆様、然るべき手続きはお済みでしょうか？

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

3

2018



上原会計事務所

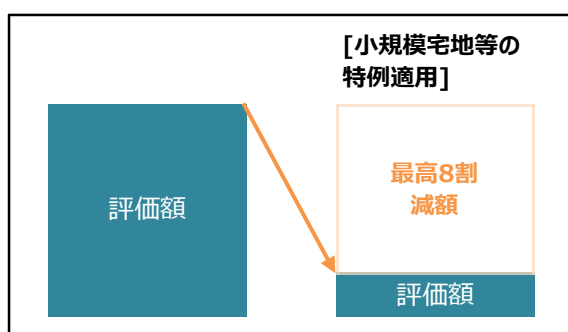
長野県松本市島立1095番地1デザインセンタービル2F
TEL : 0263-88-2514 / FAX : 0263-88-2516

小規模宅地等の特例が改正 50%減額は「3年」貸付が必要に

平成30年度税制改正大綱が平成29年12月22日に閣議決定されました。今回はこの閣議決定された大綱のうち、小規模宅地等の特例の改正から、「貸付事業用宅地等の範囲の見直し」をピックアップしてお届けします。

■小規模宅地等の特例

被相続人等の住まいや事業に利用していた土地を相続（遺贈を含む。以下同じ）により取得したときに、これらの土地をそのまま評価して相続税を課すことは、この土地を継続して生活や事業として利用することを阻害する要因になりえます。そのためこれらに対する配慮として、一定の要件に該当する場合には、次ページの利用区分別に評価額を最高8割まで減額してもらえらる制度があります。これを「小規模宅地等の特例」といいます。



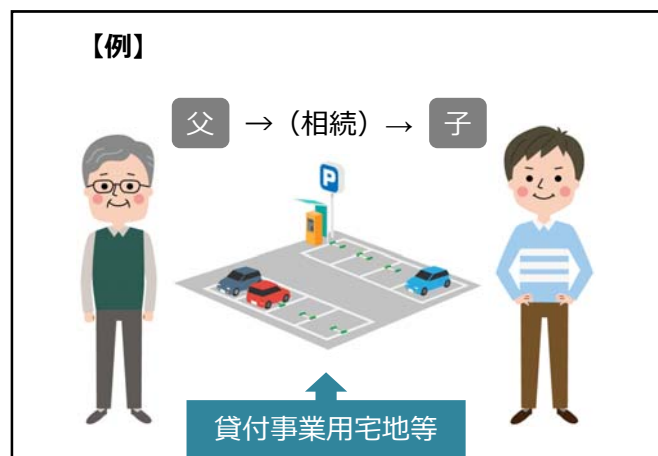
今回、平成30年度税制改正大綱内で、この小規模宅地等の特例についての見直しがいくつか挙げられています。そのうち以下の貸付事業用宅地等の範囲の見直しがありました。

貸付事業用宅地等の範囲から、**相続開始前3年以内**に貸付事業の用に供された宅地等（相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が当該貸付事業の用に供しているものを除く。）を除外する。

（注）上記の改正は、**平成30年4月1日以後に相続により取得する財産**に係る相続税について適用する。ただし、同日前から貸付事業の用に供されている宅地等については適用しない。

■貸付事業用宅地等の範囲の見直し

貸付事業用宅地等とは、相続開始直前に“貸付事業”として利用されていた宅地等のうち、次ページ「貸付事業用宅地等の要件」の区分に応じた要件全てを満たす被相続人の親族が相続により取得したものをいいます。この場合における「貸付事業」とは、“不動産貸付業”“駐車場業”“自転車駐車場業”及び、事業と称するに至らない不動産の貸付その他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行う「準事業」をいいます。具体的には、父からコインパーキングの宅地を相続により取得し、継続してその貸付を行っている場合のその宅地が貸付事業用宅地等に該当します。



貸付事業用宅地等に該当した場合には、200㎡を上限に5割の減額が受けられます。

【計算例】貸付事業用宅地等に該当する場合

前提：宅地の評価額…3,000万円、面積…300㎡

小規模宅地等の特例による減額：
3,000万円 × 200㎡ / 300㎡ × 50%
= **1,000万円**

改正が適用されないケースを確認

今回の見直しは、相続開始直前に評価額を引下げる“行き過ぎた節税行為”を防ぐためといわれています。そのため括弧書きで、一定期間事業的規模で貸付事業を行っている者

が除外されている他、経過措置として改正の適用開始日である“平成30年4月1日”前から貸付事業用宅地等としている場合には、この改正を適用しない旨が記載されています。

なお、最終的な改正内容は、実際の改正法令等で確認する必要があります。

参考：小規模宅地等の特例 – 減額割合と貸付事業用宅地等の要件 –

参考：国税庁HP タックスアンサー「No.4124 相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例（小規模宅地等の特例）」より

○利用区分別減額割合（平成27年1月1日以後相続開始分）

相続開始直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額割合	
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%	
	貸付事業用の宅地等	一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業(貸付事業を除く)用の宅地等	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
		一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		被相続人等の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%	

(用語の定義・留意点)

- ・被相続人等…被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族
- ・宅地等…土地又は土地の上に存する権利で、一定の建物又は構築物の敷地の用に供されているもの（棚卸資産及びこれに準ずる資産に該当しないもの）
- ・一定の法人…相続開始直前において被相続人及び被相続人の親族等が法人の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を有している場合におけるその法人（相続税の申告期限において清算中の法人を除く）
- ・限度面積…貸付事業用宅地等と他の小規模宅地等の特例を併せて選択する場合には、一定の公式に従い限度面積を判断します

○貸付事業用宅地等の要件

区分	特例の適用要件	
被相続人の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業承継要件	その宅地等に係る被相続人の貸付事業を相続税の申告期限までに引き継ぎ、かつ、その申告期限までその貸付事業を行っていること。
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。
被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の貸付事業の用に供されていた宅地等	事業継続要件	相続開始の直前から相続税の申告期限まで、その宅地等に係る貸付事業を行っていること。
	保有継続要件	その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。



マイナンバーの利用で省略が可能となる社会保険の手続き

昨年11月13日よりマイナンバー情報連携の本格運用が開始されました。情報連携では、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに情報のやり取りをし、行政の各種事務手続きで提出する必要があった書類を省略することができます。そこで、情報連携により変化する社会保険の手続きを確認しておきましょう。

すでに省略可能となっている書類

社会保険の分野においても、マイナンバーの情報連携の本格運用により、すでに次のような手続きについて、それぞれ次の書類の提出を省略することができます。

申請者	手続き内容	省略書類
協会けんぽに加入している被保険者（一部の人を除く）	高額療養費等の申請	(非)課税証明書の添付書類
健康保険組合に加入している事業所	被保険者の氏名変更の届出	氏名変更届

日本年金機構でのマイナンバー利用

これまで社会保険の届出に関してマイナンバーの利用が延期されてきた日本年金機構では、平成30年3月からの利用開始に向けて、現在、被保険者（※）の基礎年金番号にマイナンバーを結びつける作業が行われています。

※被保険者とは、全被保険者（厚生年金保険被保険者）および被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）をいいます。

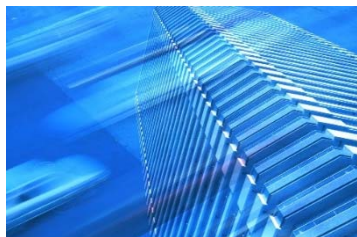
その中で、日本年金機構が管理している情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民票の情報が相違している等の理由により、日本年金機構においてマイナンバーの確認ができない状況が発生しています。そのため、確認ができない被保険者がいる事業所へ、平成29年12月中旬以降、「マイナンバー等確認リスト」（以下「リスト」）が送付されています。リストが送付された事業所では、確認対象となっている被保険者のマイナンバーを確認し、リストに記入するとともに返送手続きを行うこととなります。事前にこの手続きを行うことで、今後の事業者側の手続きや管理の手間が省略できることとなるため、確実に行っておきたいものです。

今後省略が可能となる手続き

日本年金機構でマイナンバーの利用が開始されると、健康保険組合と同様に氏名変更届の提出が省略できるほか、引越しをしたときの住所変更届の提出も省略できることとなります。

なお、現状でも年金に関しては、マイナンバーを利用することで相談や年金記録の照会が可能です。今後はこれらに加え、年金請求時に必要だった住民票や所得証明書等の添付が不要になる予定です。

すでにリストを返送した事業所もあるかと思いますが、対応されていない事業所はマイナンバーを利用できるメリットを踏まえた上で、早めに対応するようにしましょう。なお、全被保険者のマイナンバーの結びつけができた事業所には、リストは送付されません。



業種別にみる企業の 年間休日総数

「働き方改革」が進められる中、企業においても働き方に関する社内制度の見直しが必要になることが出てくるでしょう。ここでは、自社の現状把握のための参考資料として、業種別に年間休日に関するデータをみていきます。

100～109日の割合が最も高い

平成29（2017）年12月に発表された調査結果（※）によると、調査対象企業全体（以下、全体）の28年の1企業平均年間休日総数は108.3日で、27年より0.3日増加しました。労働者1人平均年間休日総数は113.7日で、27年より0.1日少なくなりました。年間休日総数階級別では100～109日の割合が34.2%で最も高く、120～129日が27.7%で続いています。100～129日までの階級の企業割合が高いことがわかります。

120日を上回る業種も

年間休日総数階級別の割合を業種別にみると、120～129日が最も高い業種が多く、次いで100～109日が多くなりました。1企業平均年間休日総数は全体の108.3日を上回ったのが9業種で、労働者1人平均年間休日総数が全体の113.7日を上回ったのが8業種となりました。平均年間休日総数が120日を超える業種がある一方で、100日を下回る業種もみられます。

貴社の年間休日総数は、業界平均と比較してどの程度だったのでしょうか。

業種別 年間休日総数階級別企業割合等（%、日）

	69日 以下	70～ 79日	80～ 89日	90～ 99日	100～ 109日	110～ 119日	120～ 129日	130日 以上	1企業平均 年間休日 総数	労働者1人 平均年間 休日総数
全体	1.2	3.5	6.0	9.9	34.2	16.1	27.7	1.2	108.3	113.7
鉱業,採石業,砂利採取業	-	0.7	7.8	15.6	45.5	14.8	15.6	-	105.8	110.2
建設業	1.4	2.8	18.5	14.5	30.6	7.4	23.3	1.5	104.7	113.1
製造業	-	0.7	3.4	9.3	28.2	28.4	29.6	0.5	111.7	117.8
電気・ガス・熱供給・水道業	-	2.4	1.2	2.4	10.8	21.3	61.4	0.5	117.0	120.8
情報通信業	0.2	-	-	0.8	8.0	10.0	79.8	1.3	121.1	121.7
運輸業,郵便業	2.1	10.6	13.7	21.4	33.4	5.0	12.5	1.4	99.3	104.3
卸売業,小売業	1.8	2.7	6.1	12.2	41.3	11.4	23.1	1.3	106.3	111.5
金融業,保険業	-	0.4	0.4	-	3.3	6.0	88.2	1.8	121.2	121.0
不動産業,物品賃貸業	1.2	0.3	6.5	11.6	28.8	9.4	39.5	2.8	110.8	114.3
学術研究,専門・技術サービス業	-	-	-	2.5	16.1	11.8	69.3	0.3	118.8	120.8
宿泊業,飲食サービス業	5.2	15.3	9.6	12.0	42.8	8.1	5.8	1.2	97.7	102.0
生活関連サービス業,娯楽業	2.6	7.9	10.4	12.5	47.0	3.7	15.9	0.1	101.7	103.0
教育,学習支援業	0.1	3.0	5.7	5.0	26.2	17.5	30.0	12.6	113.8	116.1
複合サービス事業	0.5	0.5	3.4	13.7	14.8	16.0	50.1	0.9	113.0	122.6
サービス業（他に分類されないもの）	1.5	1.3	6.3	5.3	34.6	13.7	36.3	1.0	110.3	112.3

厚生労働省「平成29年就労条件総合調査の概況」より作成

（※）厚生労働省「平成29年就労条件総合調査の概況」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者が30人以上の民営企業を対象に、産業、企業規模別に一定の方法により抽出した企業を客体として、29年1月1日現在の状況について、年間については、平成28年1年間の状況について調査を行っています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/17/index.html>



業種別のソーシャルメディアサービス活用状況

昨年の新語・流行語大賞に「インスタ映え」が選ばれるなど、SNSをはじめとしたソーシャルメディアサービスの活用が盛んです。ここでは、企業のソーシャルメディアサービス活用状況とその目的をみていきます。

20%を超えた活用企業割合

総務省の調査結果（※）から、業種別に回答企業のソーシャルメディアサービス活用割合の推移をまとめると、表1のとおりです。

【表1】ソーシャルメディアサービスの活用割合の推移（%）

	24年	25年	26年	27年	28年
全体	15.7	15.1	17.6	23.2	21.8
建設業	8.3	11.2	14.1	20.4	14.2
製造業	13.2	8.7	10.7	13.1	12.0
運輸業	4.5	8.6	10.1	14.0	13.6
卸売・小売業	17.6	18.8	22.6	25.5	28.9
金融・保険業	17.4	17.9	25.8	30.5	33.2
不動産業	34.2	28.1	32.2	38.5	32.3
サービス業、その他	20.2	20.4	22.3	32.2	27.4

総務省「通信利用動向調査」より作成

全体では平成27年に20%を超えました。業種別にみると、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、サービス業、その他の活用割合が

高く、24年以降はいずれも全体の活用割合を超えています。中でも卸売・小売業と金融・保険業は、活用割合が毎年高まっています。

紹介や宣伝での活用割合が高い

次に、28年のソーシャルメディアサービス活用企業における活用目的をまとめると、表2のとおりです。全体では商品や催物の紹介、宣伝の割合が66.8%で最も高くなりました。次いで、定期的な情報の提供が57.8%となっています。業種別にみると、運輸業と金融・保険業では、定期的な情報の提供の割合が、その他の業種では、商品や催物の紹介、宣伝の割合が最も高くなっています。なお、建設業や運輸業では、会社案内、人材募集での活用割合が50%程度と高い状況です。

【表2】ソーシャルメディアサービス活用企業における活用目的（複数回答、%）

	マーケティング	商品や催物の紹介、宣伝	定期的な情報の提供	会社案内、人材募集	消費者の評価・意見の収集	その他	
全体		23.5	66.8	57.8	35.4	14.3	5.4
建設業		17.2	58.0	57.9	49.9	13.2	4.3
製造業		21.3	58.2	46.6	26.7	16.6	8.0
運輸業		10.9	51.7	56.8	50.4	12.5	12.4
卸売・小売業		26.2	76.5	55.7	35.8	17.5	0.8
金融・保険業		32.0	69.7	73.3	30.0	16.0	7.9
不動産業		33.1	79.4	49.3	23.6	20.4	6.2
サービス業、その他		23.7	65.4	62.8	35.8	11.4	6.6

総務省「通信利用動向調査」より作成

人手不足の状況が続く中、人材採用のためにソーシャルメディアサービスを活用する企業は、今後も増えることが予想されます。まだ活用していない企業も、今後の利用を検討されてはいかがでしょうか。

（※）総務省「通信利用動向調査」

全国の世帯（全体、構成員）および公務を除く産業に属する常用雇用者規模100人以上の企業を対象に、毎年行われているサンプル調査です。ソーシャルメディアとは、ブログやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディアをいいます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

今月は、個人の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社にとっては、年度最終時期です。もれのないよう処理をしましょう。

2018年3月

お仕事備忘録

1. 国外財産調書の提出

2. 財産債務調書の提出

3. 確定申告の税額の延納の届出書

4. 個人の青色申告の承認申請

5. 所得税の更正の請求

6. 無期限転換ルールのスタート

1. 国外財産調書の提出

居住者（非永住者以外の居住者に限られます。）が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日までに提出しなければなりません。

2. 財産債務調書の提出

平成27年度税制改正で財産及び債務の明細書が見直され、「財産債務調書」の提出が求められる制度が施行されています。これにより、従来の「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に、“かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」”が加わっています。提出期限は、その年の翌年3月15日です。

3. 確定申告の税額の延納の届出書

確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。

ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件のため、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。

なお、納付期限は3月15日、延納期限は納付した年の5月31日です。

4. 個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに提出します。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。

5. 所得税の更正の請求

確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合について一定の場合には、次の期間に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

1. 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税の場合

- (1) 通常申告・・・申告期限（3月15日）から1年以内
- (2) 還付申告・・・提出日から1年以内

2. 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税の場合

- (1) 通常申告・・・申告期限（3月15日）から5年以内
- (2) 還付申告・・・提出日から5年以内

6. 無期限転換ルールのスタート

平成30年4月1日から、改正労働契約法により、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換されることとなります。平成25年4月の施行から5年を迎える平成30年4月以降、実際に該当者が多く発生するため、対象者の把握と対応が必要です。



2018.3

確定申告期限であると同時に、3月決算会社は年度末です。また、4月入社準備等に追われる時期でもあります。もれのないようにスケジュールを立てましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	木	友引	
2	金	先負	
3	土	仏滅	
4	日	大安	
5	月	赤口	
6	火	先勝	啓蟄
7	水	友引	
8	木	先負	
9	金	仏滅	
10	土	大安	
11	日	赤口	
12	月	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（2月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
13	火	友引	
14	水	先負	
15	木	仏滅	●確定申告の提出期限（所得税、住民税）、所得税納付期限（現金納付） ●国外財産調書・財産債務調書の提出期限 ●確定申告の税額の延納の届出期限 ●所得税の総収入金額報告書提出期限 ●個人の青色申告の承認申請期限（1月16日以降新規業務開始を除く） ●贈与税の申告の提出・納付期限
16	金	大安	
17	土	友引	
18	日	先負	
19	月	仏滅	
20	火	大安	
21	水	赤口	春分の日 春分
22	木	先勝	
23	金	友引	
24	土	先負	
25	日	仏滅	
26	月	大安	
27	火	赤口	
28	水	先勝	
29	木	友引	
30	金	先負	
31	土	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（2月分）（4月2日期限） ●個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限（現金納付）（4月2日期限） ●有害物ばく露作業報告書の提出（4月2日期限）